

熊本県公報

第12937号
令和2年(2020年)
6月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始..... (道路保全課) 1
- 八代港物流拠点機能向上(ストラドルキャリア調達)業務に係る一般競争入札の参加資格等..... (港湾課) 2
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定..... (") 2
- 保安林の指定に関する予定..... (") 3
- 保安林の指定に関する予定..... (") 3
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 3
- 熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託に係る総合評価一般競争入札の参加資格等..... (税務課) 4
- 定期種畜検査報告の通報..... (畜産課) 4
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 6
- 造成宅地防災区域の指定解除..... (建築課) 7
- 熊本都市計画下水道事業の事業計画変更認可..... (下水環境課) 7
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 8

公 告

- 八代港物流拠点機能向上(ストラドルキャリア調達)業務に係る一般競争入札の実施..... (港湾課) 8
- 道路の位置の指定..... (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (") 12
- 平成30年度における特定歴史公文書の保存及び利用の状況..... (県政情報文書課) 12
- 熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施..... (税務課) 14
- 農用地利用配分計画の認可..... (農地・担い手支援課) 18
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 18
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 19
- 農用地利用配分計画の認可..... (") 19
- 八代市環境センター建設事業に係る事後調査報告書の縦覧..... (環境保全課) 20

登 載 依 頼

- 道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者の告示..... (試験課) 20
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和2年度(2020年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等..... (情報管理課) 20
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和2年度(2020年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施..... (") 21
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会) 25

告 示

熊本県告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)6月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市今町宮ノ本 409番1地先から 同所 407番2地先まで	41.4	防安交(交通安全)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)6月26日

熊本県告示第532号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
八代港物流拠点機能向上(ストラドルキャリア調達)業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和2年(2020年)7月22日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第533号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字黒猪1582番13、1582番14
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒猪1582番13・1582番14(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第534号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字松原576番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第535号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字荒倉843番14、843番15
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字荒倉843番14・843番15 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第536号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字竹ノ畑2406番5・2406番11 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)6月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	方保田山 鹿線	山鹿市方保田字一本杉 236番3地先から 山鹿市方保田字本村 1790番1地先まで	前	7.4 ～ 9.9	589.4	防交安 (交通安全)
			後	11.0 ～ 12.0	589.4	

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)6月26日

熊本県告示第538号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法□
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から令和2年(2020年)7月6日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第539号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定に基づき告示する。
令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
5月15日 (金)	32043020001	95	豚	2級	全農畜産サービス 株式会社西日本 原種豚場
	32043020002				
	32043020003				
	32043020004				

	32043020005				
	32043020006				
	32043020007				
	32043020008				
	32043020009				
	32043020010				
	32043020011				
	32043020012				
	32043020013				
	32043020014				
	32043020015				
	32043020016				
	32043020017				
	32043020018				
	32043020019				
	32043020020				
	32043020021				
	32043020022				
	32043020023				
	32043020024				
	32043020025				
	32043020026				
	32043020027				
	32043020028				
	32043020029				
	32043020030				
	32043020031				
	32043020032				
	32043020033				
	32043020034				
	32043020035				
	32043020036				
	32043020037				
	32043020038				
	32043020039				
	32043020040				
	32043020041				
	32043020042				
	32043020043				
	32043020044				
	32043020045				
	32043020046				
	32043020047				
	32043020048				
	32043020049				
	32043020050				
	32043020051				
	32043020052				
	32043020053				
	32043020054				
	32043020055				
	32043020056				
	32043020057				
	32043020058				
	32043020059				

	32043020060 32043020061 32043020062 32043020063 32043020064 32043020065 32043020066 32043020067 32043020068 32043020069 32043020070 32043020071 32043020072 32043020073 32043020074 32043020075 32043020076 32043020077 32043020078 32043020079 32043020080 32043020081 32043020082 32043020083 32043020084 32043020085 32043020086 32043020087 32043020088 32043020089 32043020090 32043020091 32043020092 32043020093 32043020094 32043020095				
5月22日 (金)	32043040001 32043040002 32043040003	3	豚	2級	淋種豚場

熊本県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町手野字外園1101番、1110番1、1111番1、1111番2、1112番、1116番1から1116番3まで、1121番、1123番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字外園1101番・1110番1・1111番1・1111番2・1116番1から1116番3まで・1121番・1123番（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第541号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)3月16日熊本県告示第215号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)11月9日熊本県告示第929号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)12月1日熊本県告示第1037号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。
 令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 滝地区(その3)
 阿蘇郡西原村大字河原字滝2343番、2344番、2345番4、2343番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 谷頭地区(その1)
 阿蘇郡西原村大字河原字谷頭3640番2、3640番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、1922番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、3640番2地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 葉山地区(その2)
 阿蘇郡西原村大字小森字葉山387番、387番3、387番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
 阿蘇郡西原村大字小森字堤下684番5の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第542号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道(熊本市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和25年(1950年)7月28日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示第1346号、昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和40年5月29日建設省告示第1406号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号、昭和46年10月16日熊本県告示第891号、昭和47年9月2日熊本県告示第708号、昭和47年10月31日熊本県告示第860号、昭和48年12月11日熊本県告示第974号、昭和50年3月29日熊本県告示第280号、昭和50年12月9日熊本県告示第1031号、昭和51年8月21日熊本県告示第767号、昭和53年3月31日熊本県告示第308号の8、昭和54年2月17日熊本県告示第132号、昭和54年5月29日熊本県告示第429号、昭和56年9月19日熊本県告示第846号、昭和57年1月19日熊本県告示第54号、昭和57年8月12日熊本県告示第854号、昭和59年3月22日熊本県告示第254号、昭和61年8月26日熊本県告示第644号、昭和63年3月1日熊本県告示第185号、平成元年3月24日熊本県告示第254号、平成3年1月30日熊本県告示第85号、平成4年8月14日熊本県告示第596号、平成4年12月18日熊本県告示第942号、平成5年4月9日熊本県告示第330号、平成6年9月21日熊本県告示第735号、平成6年12月28日熊本県告示第1043号、平

成9年3月7日熊本県告示第145号、平成10年11月30日熊本県告示第76号、平成13年2月14日熊本県告示第112号、平成13年4月9日熊本県告示第315号、平成15年3月24日熊本県告示第290号、平成15年12月5日熊本県告示第1152号、平成18年1月13日熊本県告示第14号、平成22年4月9日熊本県告示第451号、平成24年3月2日熊本県告示第209号、平成25年3月17日熊本県告示第230号、平成9年3月7日熊本県告示第149号、平成13年7月6日熊本県告示第561号、平成16年7月16日熊本県告示第766号、平成21年3月17日熊本県告示第210号、平成23年3月22日熊本県告示第300号、平成26年4月8日熊本県告示第385号、平成27年12月1日熊本県告示第1045号、平成30年11月26日熊本県告示第982号の事業地に、南区護藤町字長田を加える。

熊本県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字中洲1502番、1504番
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第379号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
八代港物流拠点機能向上（ストラドルキャリア調達）業務
 - (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県土木部河川港湾局港湾課港湾整備班（熊本県庁行政棟本館12階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 調達物品の数量、仕様等
ストラドルキャリア 1機
詳細は、「八代港物流拠点機能向上（ストラドルキャリア調達）業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 契約期間
契約締結の日から令和4年（2022年）3月18日（金）まで
 - (6) 納入期限
令和4年（2022年）3月18日（金）まで
 - (7) 納入場所
熊本県八代市新港町3丁目 八代港コンテナターミナル岸壁上（陸上）
 - (8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(9) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する入札金額は、含む。）を算入した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもち、落札金額とするの端数は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項を満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでこのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付けている場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和2年（2020年）7月22日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1（3）の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を1（2）の発注・契約担当部局へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4（2）により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。

なお、1（2）の発注・契約担当部局の審査を受ける期間は、公告の日から令和2年（2020年）7月22日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後でも当該審査を随時受け付けるが、3（3）の提出期間の末日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2（5）の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）アに掲げる書類に添付する（1）イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、（1）イに掲げる書類の目録を（1）アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、（1）イに掲げる書類は、（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)7月29日(水)午後5時まで

(4) 提出先
1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)7月29日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)8月6日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)8月5日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア)日時 令和2年(2020年)8月6日(木)午前11時

(イ)場所 1(3)の入札担当部局

(ウ)入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)8月5日(水)(必着)まで1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限(3)の申出期限

イ 提出場所1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県土木部河川港湾局港湾課港湾整備班

電話番号 096-333-2516

ファックス番号 096-387-2461

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

1 straddle carrier.

(2) Delivery period:

March 18, 2022

(3) Delivery Place:

Yatsushiro Port Container Terminal (On the quay)

3 Shinminato town, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture

866-0034, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: August 6, 2020 11:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Port and Harbour Administration Division

River and Harbour Administration Bureau

Department of Civil Engineering
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2516

- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than August 5, 2020
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第380号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 下益城郡美里町永富1771番地
- 2 築造者の氏名 有限会社結城造園土木
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字高木字下古閑鶴4799番3、同4800番9並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.01メートルから4.38メートルまで
- 5 道路の延長 5.38メートル
- 6 指定年月日 令和2年（2020年）6月15日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第26号

熊本県公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字北原508番、同509番3、同510番3及び同512番2
2,888.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字木山472番地
野田 祐士

熊本県公告第382号

熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年熊本県条例第11号）第32条及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）第17条の規定により、平成30年度（2018年度）における特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、その概要を次のとおり公表する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成30年度(2018年度)における特定歴史公文書の保存及び利用の状況

(表は平成31年(2019年)3月31日の状況)

1 保存の状況(総数)

① 所蔵簿冊数

特定歴史公文書の総所蔵簿冊数		目録に記載された簿冊数				【参考】 目録調整中の簿冊数 (移管予定簿冊数)
		媒体の種類別				
		文書又は図画	電磁的記録	その他		
行政機関	6,274	6,274	6,274	0	0	0
地方独立行政法人等	0	0	0	0	0	0
計	6,274	6,274	6,274	0	0	0

(注) 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。

② 利用制限区分の状況

目録に記載された簿冊数	利用制限区分の別			
	審査済み			要審査
	全部利用	一部利用	利用不可	
6,274	63	20	6	6,185

2 移管受入の状況

移管受入簿冊数	移管元機関の別	
	行政機関	地方独立行政法人等
	0	0

3 利用請求の状況

利用請求件数	うち本人からの利用 請求の件数	【参考】 移管元行政機関等による 利用の特例の件数

4 利用決定の状況

利用決定件数	全部利用決定	一部利用決定	全部利用制限
	2	1	0

5 利用の状況

利用の方法	
閱 覧	写しの交付
1	1

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分に係る異議申立て	
異議申立件数	処理件数
0	0

※3以下は利用請求等の件数（1件につき複数の簿冊が含まれる場合あり）

熊本県公告第383号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務の内容
入札説明書及び熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和10年（2028年）3月31日まで
- (5) 履行場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 他
- (6) 入札方法
本業務は、総合評価一般競争入札により行う。
- (7) 入札方式
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札者の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(11) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和2年(2020年)7月6日(月)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 「ISO9001:JIS Q9001(品質マネジメントシステム)」の認証を取得している者であること。

(6) 「プライバシーマーク付与認定」若しくは、「ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)」の認証を取得している者であること。

(7) この入札に付する事項と種類を同じくする税務システム構築・運用の実績を有すること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)に係る確認資料(証明書類の写し等)

ウ 2(6)に係る確認資料(証明書類の写し等)

エ 2(7)に係る確認資料(契約書の写し等)

(2) 提出方法

(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)7月17日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書の定める方法により、公告の日から令和2年(2020年)7月20日(月)午後5時まで受け付ける。

- (2) 入札説明書等の交付場所
入札説明書及び仕様書等については、ア及びイのとおり、公告の日から令和2年（2020年）8月12日（水）まで交付する。
- ア 入札説明書及び仕様書
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において交付する。
- イ 技術提案書作成要領（入札説明書別添2）
3の入札参加のための確認申請書類を提出した者に交付する。
- (3) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答及び入札書等の様式の閲覧
入札情報公開サービス及び1(2)の入札・契約担当部局において、公告の日から令和2年（2020年）8月12日（水）まで行う。
- (4) 入札の方法
- ア 日時 令和2年（2020年）8月13日（木）午前10時
- イ 場所 熊本県庁本館8階801会議室
- ウ 入札書及び技術提案書の提出方法
入札書（代理人が入札するときは、入札書及び委任状）及び技術提案書をアの日時にイの場所に持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年（2020年）8月12日（水）午後5時（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書及び技術提案書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(4)アの日時に(4)イの場所で行うものとする。
- (6) 入札の回数
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。
- 1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単位の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (9) 入札の中止等
- ア 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- イ 天災地変等により入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 落札者の決定等
- (1) 落札者決定基準
落札者の決定に当たっては、入札説明書別添「熊本県税システム構築及び運用保守等業務委託総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準」で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。
- (2) 落札者の決定方法
- ア 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者については、総合評価のための技術提案書について評価を行う。
- イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が高い者を落札者

とする。

ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。

エ 本入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、落札者とならない場合がある。

オ 技術提案書に係る評価により、次のいずれかの一つでも該当する場合は、本業務仕様書の要求を満たさないものとし、失格とする。

- ・「落札者決定基準表」の必須評価項目に1項目でも記載のない項目がある場合
- ・「技術者の業務資格・経験」（技術提案書作成要領 第2号様式）が本業務仕様書に示すプロジェクト管理者及び開発チームリーダーの要件を満たしていない場合

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類は、提出後の変更を認めない。

(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書等、確認申請な^レ入札の内容全般に関すること。

熊本県総務部市町村・税務局税務課管理班

電話番号 096-333-2101

ファックス番号 096-387-4901

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

The design, development, operation and maintenance of a tax management information system and preparation of all the physical and digital equipment necessary to operate the system in Kumamoto Prefecture

(2) Date and Place for tender

Date: August 13, 2020, 10:00a. m.

Place: Kumamoto Prefectural Government 801 Conference Room
(8th floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management Section, Taxation Division,

(3rd floor of Prefectural Government Main Building)
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
 862-8570, Japan
 Phone:096-333-2101

(4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第384号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村井 亮太	八代市中北町	八代市中北町字北牟田3042番3
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町古閑出字壺式番割874番ほか1筆
吉川 一寿	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字井樋下158番ほか10筆
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字山口470番ほか25筆
農事組合法人みのり会	葦北郡芦北町大野	葦北郡芦北町大字國見字上堂園140番2ほか3筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字芦北字塩屋田尻2649番ほか2筆
井川 誉	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字山口474番1ほか2筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）6月19日

熊本県公告第385号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中原 誠	人吉市下原田町西門	人吉市下原田町字荒毛字角ノ前2042番ほか6筆
瀨上 澄雄	人吉市木地屋町	人吉市西大塚町字上芋八重3289番
宮原 栄一	人吉市古仏頂町	人吉市古仏頂町字松ノ八重803番
大柿 章治	人吉市中神町大柿	人吉市中神町字大柿字宮本665番1ほか4筆
丸尾 鉄也	人吉市下永野町	人吉市下永野町字永古城2664番ほか9筆
大仁田 繁利	天草郡苓北町志岐	天草市佐伊津町字目黒河内4266番
農事組合法人楠浦営農組合	天草市楠浦町	天草市楠浦町字小島1088番114ほか1筆

丸田 一幸	天草市有明町大浦	天草市有明町楠甫字神崎5057番92
丸田 起雄	天草市有明町大浦	天草市有明町楠甫字神崎5057番94
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字荒新開5207番229ほか8筆
良木 智敏	天草市久玉町	天草市天草町大江字宮田川内7603番ほか1筆
山崎果樹園株式会社	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字内潟2413番2ほか16筆
五通 敬介	天草市牛深町	天草市河浦町河浦字椎木迫3937番5ほか9筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)6月19日

熊本県公告第386号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 芙旺弥	熊本市西区池上町	宇土市笹原町字上新開53番1ほか1筆
森 翔輝	宇土市上綱田町	宇土市上綱田町字梅岡3794番ほか1筆
宮本 真次	宇土市城塚町	宇土市笹原町字下ノ割645番ほか1筆
前田 和子	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上ノ割739番
奥名 政成	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字村下1498番1
川部 七生	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字永野原字船ヶ迫679番

2 認可年月日

令和2年(2020年)6月19日

熊本県公告第387号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
唯野 義一	下益城郡美里町萱野	下益城郡美里町萱野字大堤34番1ほか4筆
津川 洋	下益城郡美里町古閑	下益城郡美里町古閑字前塚瀬221番ほか2筆
株式会社つかさ農園	上益城郡御船町豊秋	上益城郡甲佐町大字田口字免ノ上3871番1ほか2筆
株式会社つかさ農園	上益城郡御船町豊秋	上益城郡甲佐町大字府領字南原2015番
株式会社つかさ農園	上益城郡御船町豊秋	上益城郡甲佐町大字府領字中原2107番
農事組合法人あそ黒千807	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番380ほか5筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)6月19日

熊本県公告第388号

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第34条第1項の規定に基づき、事業者から八代市環境センター建設事業に係る事後調査報告書の送付を受けたので同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
令和2年(2020年)6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 八代市
- (2) 代表者氏名 八代市長 中村 博生
- (3) 所在地 八代市松江城町1-25

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 八代市環境センター建設事業
- (2) 種類 一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の設置の事業
- (3) 規模 134トン/日

3 対象事業実施区域の位置

八代市港町地内

4 関係地域の範囲

八代市の一部(対象事業実施区域及びその周辺)

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

熊本県庁(行政棟本館1階 情報プラザ)
八代市役所仮設庁舎
エコエイトやつしろ(八代市環境センター)

(2) 期間 令和2年(2020年)6月26日(金)から令和2年(2020年)7月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話096-333-2268

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第11号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号の講習をいう。以下同じ。)の対象者を次のとおり定め、令和2年7月1日から施行する。なお、平成26年5月30日熊本県公安委員会告示第59号(道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者)は、令和2年6月30日限り、廃止する。
令和2年6月26日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者は、取消処分者講習の対象者のうち、次のいずれかに該当する免許の取消処分等(免許の拒否若しくは取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止の処分をいう。以下同じ。)を受けた者(免許が失効したため又は法第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなったため、当該免許の取消処分等を受けなかった者を含む。)とする。

- (1) 都道府県公安委員会が法第90条第9項若しくは第10項又は法第103条第7項若しくは第8項の規定により指定した免許を受けることができない期間が3年以下の免許の取消処分等
- (2) 都道府県公安委員会が法第107条の5第1項又は第2項の規定により定めた自動車等の運転を禁止する期間が3年以下の免許の取消処分等

熊本県警察本部告示第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和2年(2020年)年6月26日

熊本県警察本部長 小 山 巖

1 競争入札に付する事項

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(令和2年度(2020年度)導入分)の貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和2年（2020年）7月6日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年（2022年）10月1日から令和4年（2022年）11月30日（熊本県の休日を含む）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第63号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）6月26日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和2年度（2020年度）導入分）の賃貸借

(2) 借入物品及び数量

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式

(3) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係（熊本県庁警察棟4階）

郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(5) 借入物品の規格、品質等

熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（令和2年度（2020年度）導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(6) 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月31日（木）まで

(7) 借入期間

令和3年（2021年）1月1日（金）から令和8年（2026年）12月31日（木）まで

(8) 納入期限

令和2年（2020年）12月28日（月）まで

(9) 納入場所

仕様書のとおりとする。

(10) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉
 ウ 塞、破損等で使用できなくなる等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たり借入金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算する。このほか、入札金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもち、入札者（事業者）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエまでの間に提出する。提出期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和2年（2020年）7月6日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

ウ 1(4)の入札担当部局

エ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

イ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和2年（2020年）7月8日（水）午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

- 3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書技術審査結果通知書
ウ 役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和2年(2020年)7月27日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)7月27日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和2年(2020年)8月6日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和2年(2020年)8月5日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和2年(2020年)8月6日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和2年(2020年)8月5日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数、再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額の単位の誤り

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をもとめて定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased :

- A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender:
Date: August 6 2020, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2443)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「から」を「及び」に改め、「まで」及び「（同条第4号に掲げる臨時的任用職員については、育児休業法第6条第1項第2号の規定により任用され、引き続き同項第1号の規定により採用された職員（以下「育休代替職員」という。）で、当該職員として基準日に在職している者又は基準日前1箇月以内に、退職し、若しくは死亡した者を除く。）」を削る。

第6条第1項第1号中「（基準日前1箇月以内に退職した育休代替職員を含む。）」を削る。

第11条第2項第1号中「から」を「及び」に改め、「まで」及び「（同条第4号に掲げる臨時的任用職員については、育休代替職員で、当該職員として基準日に在職している者又は基準日前1箇月以内に、退職し、若しくは死亡した者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和2年6月1日から適用する。